# 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。) 第22条の2第2項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、 もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規定は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

# 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の 安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する現場の状況を十分に把握し、 社員に対し輸送の安全確保の重要性の意識を徹底させる。
  - 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に 見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、常に輸送の安全性の 向上に努める。また、輸送の安全に関する情報は周知公表する。

#### (輸送の安全に関する重点施策)

- 第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
  - ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
  - ② 輸送の安全に関する必要経費は積極的かつ効果的な運用に努めること。
  - ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、改善向上を目指すこと。
  - ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内における情報の周知徹底をはかること。
  - ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、適確に実施すること。
  - 2 グループ内関連事業者が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
  - 3 業務委託先事業者が発生する場合は、輸送安全の確保を重視し委託する。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保する ために必要な計画を作成する。

# 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制 (社長の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切であるかどう かを常に確認し、必要な改善を行う。

#### (社内組織)

- 第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を 確保するために企業統治を的確に行う。 ① 安全統括管理者 ② 運行管理者 ③ 整備管理者 ④ バス部門連携執行責任者 ⑤ その他必要な責任者
  - 2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、営業所内を統括し 指導監督を行う。
  - 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が不在となる 場合は代務者もしくは、重職に有る者が代わって遂行する。
- 4 非常時、緊急時の対応についても、同体制を基本とした対策本部を設置し対処する (安全統括管理者の選任及び解任)
- 第9条 取締役のうち、運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を 選任する。
  - 2 安全統括管理者が次の各号の何れかに該当することとなった場合は、当該管理者を解任する。
    - ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
    - ② 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
    - ③ 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその責務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

# (安全統括管理者の責務)

- 第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。
  - ① 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
  - ② 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持すること。
  - ③ 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
  - ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
  - ⑤ 輸送確保状況について、定期的に且つ必要に応じて随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
  - ⑥ 経営トップに対し、輸送安全確保に関し必要な方策を報告すると共に、改善措置を講じること。
  - ⑦ 運行管理が適正に行われるよう運行管理者を統括管理すること。
  - ⑧ 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育、研修を行うこと。
  - ⑨ その他の輸送安全確保に関しても統括管理を行うこと。
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法 (輸送の安全に関する重点施策の実施)
- 第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく輸送の 安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、 輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され共有されるように努める。 また、安全性を損なうとした状況判断の場合は、看過、隠蔽をせず、直ちに関係者に伝え 適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制も基本的には 同組織体制とするが、状況により新たな体制を定めることもある。
  - 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップまたは社内の必要な部局等に 速やかに伝達される様に努める。
  - 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図ると共に、第1項の報告連絡体制 が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
  - 4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合 は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告、届け出を行う。

### (輸送の安全に関する教育及び研修)

第13条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び 研修に関する具体的な計画を策定し実施する。

## (輸送の安全に関する内部監査)

- 第15条 安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検する ため、1年に1回以上、適切な時期を定め、輸送の安全に関する内部監査を実施する。 また、重大な事故、災害等が発生した場合や連続した事故等発生の場合、その他必要と判断 する場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
  - 2 安全統括管理者は、前項の内部監査の終了時には結果報告を、改善すべき事項が認められた 場合はその内容報告を、速やかに経営トップに行い、輸送安全確保に必要な方策を検討し、 当面必要となる緊急の是正措置や予防措置を講じるものとする。

#### (輸送の安全に関する業務の改善)

- 第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告や前条の内部監査の結果、改善すべき事項の 報告があった場合若しくは輸送の安全確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保 のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。
  - 2 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項に おいて現行より更に高度な安全対策措置を講じる。

#### (情報の公開)

- 第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故・災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びその対策措置内容の中で、公表義務項目については毎年度、外部に対し公表する。
  - 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況に ついて国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に公表する。

# (輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
  - 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当っての会議の議事録、報告連絡体制、 事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップへの報告是正 措置・予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
  - 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に 定める。